

中津川市立阿木小学校

「いじめ防止基本方針」

～一人の子供を大切にするために～

～一人一人の子供が生き生きと生活するために～

◇ もくじ ◇

- I 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より
- II いじめの未然防止
- III いじめの早期発見
- IV いじめ発見のポイント
- V いじめの早期対応
- VI いじめ防止の対策のための組織
- VII 関係諸機関との連携（関係諸機関連絡表）その他
- VIII その他

Ⅰ 「いじめ防止 これだけは！」（岐阜県教育委員会）より

中津川市立阿木小学校

いじめをしない！させない！許さない！

いじめの基本認識

いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学級に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

「いじめ防止対策推進法第2条平成25年法律第71号」

教師の心構え

教師は、いじめを許さず、子供をしっかり守る！

そのために…

1. すべての教職員が一致協力した指導体制をつくる。
2. 早期発見・早期対応はもとより、未然防止に努める。



【未然防止】

- ◎子供の「居場所」づくり、子供同士の「絆」づくりを！
- ◎未然防止の組織的な体制づくりを！
- ◎学校いじめ防止プログラムを定める
- ◎早期発見事案対応マニュアルを定める

【早期発見・早期対応】

- ◎組織的な発見・対応を！
- ◎正確な事実確認を！

【保護者との連携】

- ◎子供の幸せにつながる信頼関係を！

【関係諸機関との連携】

- ◎警察や子供相談センター、いじめ不登校未然防止アドバイザー、暴力行為防止支援員等と必要に応じた連携

<「いじめ」問題に関する基本的認識> 文部科学省

いじめについては、「どの子供にも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識すると共に、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

1. 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
2. いじめられている子供の立場に立った親身な指導を行う。
3. いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。
4. いじめの問題は、教師の子供観や指導のあり方が問われる問題である。
5. 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要である。

Ⅱ いじめの未然防止

中津川市立阿木小学校

◇いじめは、どの子にも起こり得るもの
◇いじめは、自分からは言いづらいもの
◇いじめは、見ようと思って見ないとみつからないもの
だからこそ、子供一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！
「いじめ防止 これだけは！（平成25年度4月岐阜県教育委員会）」より

Ⅰ 未然防止の考え方

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての子供を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、子供が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

- ◎未然防止のポイント ◇子供の「居場所」づくり
◇子供同士の「絆」づくり
○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題
「規律」「学力」「自己有用感」
～きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、
認められているという実感を持った子供～



「居場所」と「絆」のある学校

- 「学習規律」が確立されている学級
- 「分かった、できた」と思える授業
- 「仲間と活動すると楽しい」と思える学級・学年
- 「共感的な人間関係づくり、自発性・自治力」を磨く特別活動（学年行事、児童会活動）

生命や人権を大切にする指導

- 「生命の尊重の精神や人権感覚を養う」ための人権教育
- 人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」に触れる道徳教育
- 「情報端末の危険性」を学ぶための情報モラル教育
- いじめに特化した教員研修会◎子供の「居場所」づくり、子供同士の「絆」づくりを！

子供一人一人に対し、親身になって寄り添い、
いじめが起きない「望ましい人間関係を築く力」を育む指導が重要！

Ⅲ いじめの早期発見

中津川市立阿木小学校

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。早期発見のためには、日頃から教師と児童と人間関係を良好にし、信頼関係を構築することが重要です。いじめは、教員や保護者、大人が気づきにくいところで起こっており、潜在化しやすいということを認識しなければなりません。教員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められます。

また、児童に関わるすべての教員やその他の職員が情報を共有し、保護者との連携を図りながら情報収集することが大切です。

早期発見の基本

- ◇児童のささいな変化に気付くこと
→気になる変化（遊びやふざけのような見える行為などに対して）は、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモしておく。
- ◇気付いた情報を確実に共有すること
→教員同士で情報を伝え合う。（打ち合わせ等で共有する。）
- ◇情報に基づき、速やかに対応すること
→必要に応じて、関係者を招集し、初期対応に向けての会議をもつ。

日常的に行うこと

- ～児童のささいな変化に気付くために～
- 朝の会での健康観察の場面で、一人一人の顔を見る。
 - 日記等の記述に目を通し、気になる書きぶりに敏感になる。
 - 休み時間の人間関係に気を配り、一人である児童に声をかける。

定期的に行うこと

- 児童の生活を把握するための「心と体の健康調査」や定期的な個人面談（二者懇等）を実施する。
- 学年会や教育相談委員会で気になる児童について、短期的・長期的な支援を検討する。
- QUテスト等の実施と活用を行う。

【相談しやすい環境づくり】

本人や周囲の児童、保護者からの訴えについて、細心の注意をはらい、訴えを真摯に受け止める。

①本人や周囲の仲間からの訴えに対し

[心身の安全の保証]

- ・訴えに対して「全力で守る」という姿勢を伝える。一時的に危険を回避する場所や時間を提供し、担任やカウンセラーを中心に本人の心のケアに努める。

[事実関係や心情を傾聴]

- ・話す内容に対して疑うことなく傾聴する。事実関係の客観的な状況の把握と同時に本人の心情を聞き取る。

②保護者に対し

[日頃の連携に努める]

- ・児童の良さや気になる場所等、学校の様子について連絡を日頃から行っておく。

<いじめ防止対策のための年間計画（未然防止・早期発見に関わって）>

	「居場所」と「絆」 のある学級づくり	生命や人権を 大切にする指導	日常的な活動	定期的な活動
4 月	学級開き	命を守る訓練（火災 対応）	よさ見つけ あぎもんタイム （ソーシャルスキル ト レーニング・構成的グル ープエンカウンター）	授業参観・PTA総 会（いじめの基本方 針説明）家庭確認 心と体の健康調査①
5 月	宿泊学習（5年生）	連れ去り未然防止講 座		心と体の健康調査②
6 月	修学旅行（6年生）	命を守る訓練 救命救急講習会		心と体の健康調査③ 教育相談週間 授業参観・教育講演会 QUテスト
7 月		命を守る訓練（着衣泳） 平和学習		個別懇談 心と体の健康調査④
8 月				心と体の健康調査⑤
9 月		命を守る訓練 防災勉強会（地震）		心と体の健康調査⑥
10 月	運動会	命を守る訓練（不審者）		心と体の健康調査⑦
11 月				個別懇談（保護者） 心と体の健康調査⑧ 授業参観
12 月		ひびきあいの日		心と体の健康調査⑨
1 月				心と体の健康調査⑩
2 月				心と体の健康調査⑪ 授業参観（学級懇談）
3 月	ありがとうの会		よさ見つけ	心と体の健康調査⑫ いじめ対策評価

「命の教育」は年間計画に沿って、各学年で行う。

Ⅳ いじめ発見のポイント

中津川市立阿木小学校

ちょっとした子供の変化を見つけ（早期発見）、すぐに対応（早期対応）することによって大きいじめ問題に発展することが防げると思います。いじめの発見や指導については、教師の鋭い観察力や人権感覚も必要です。また、教師間の連携（報告・連絡・相談）を強化することも大切です。下記に記した「いじめ、差別等「発見、指導」のポイント」はほんの一例にすぎませんが、日常生活での子供つかみのポイントとして下さい。

いじめ、差別等「発見」のポイント

1, 登校、下校

- ① 元気がない。(肩を落として歩く、とぼとぼ、ゆっくりすぎる)
- ② 急に、一人で登校し始める。
- ③ カバンをいくつも持っている。(持たされている?)
- ④ 登校して教室からでず、外へ遊びに行かない。
- ⑤ カバンや衣服が汚れていたり、破損したりしている。(途中で何かあったかも?)
- ⑥ 遅刻、早退、欠席が増える。(いじめによる不登校傾向のスタートかも?)

2, 朝の会、帰りの会

- ① 泣いている、机に伏せている。(それでもほうっておかれている)
- ② 遅れてくる。(トイレ等で何かされたかもしれない)
- ③ 机が隣と離れている。
- ④ "一日の振り返り"のときなどに、小さなことでも集中的に名前がでる。
- ⑤ 強い口調で言われる(何か指示される、命令調で言われる)
- ⑥ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑦ 予定を書こうとしない。(いじめられて意欲がわからない場合も考えられる)
- ⑧ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。

3, 授業

- ① 筆箱、ノート、教科書をよく忘れる。(隠されたり勝手に使われたりしている)
- ② 机や持ち物に落書きがしてある、乱れている。(他者にやられている場合がある)
- ③ 泣いている、机に伏せている。(それでもほうっておかれている)
- ④ 呼び捨て、あだ名で呼ばれる。
- ⑤ 机が隣と離れている。
- ⑥ 正論を言っているのにやじられる、無視される、まわりが変な雰囲気になる。
- ⑦ 消しゴムのかけらなどを投げられる。
- ⑧ エンピツや定規などでつつかれる。
- ⑨ 襟などに何か入れられる、いたずらがきなどをはさまれる。
- ⑩ 自由席のとき、座るのをためられる席の主。
- ⑪ 授業中「トイレに行きたい」と申し出る。(いじめられていると休み時間に行けない)
- ⑫ 席を変えられる子(特に特別教室。普通教室でもありうる。)
- ⑬ きつい係や人気のない仕事を半ば強制的に押しつけられる子。
- ⑭ ノートをとらなくなった、乱雑になった。集中して話が聞けなくなった。
- ⑮ グループ学習や活動のとき誰かに呼び付けられる。特定の子の所へ行く。
- ⑯ しばしば、授業に遅れる。「保健室に行っていました」「トイレに行っていました」「～を探していました」「～を片付けていました」

4, 休み時間

- ① よく職員室や保健室に来る。
- ② 教室で一人のことが多い。
- ③ トイレの前に立っている(立たされている=見張り役)
- ④ 暗い顔をして、誰かに手を引かれている、誰かの後をついて歩いている。
(いじめ場所への途中?)
- ⑤ 遊んでいるようで、よく見ると集中的に何かぶつけられている。
- ⑥ プロレスの技をかけられっぱなし。いつもかけられる側。複数の者に技をかけられる
- ⑦ 玩具的な扱いを受けている。(耳や鼻を引っ張られる、小突かれる、けられる)
- ⑧ 校外へ出る。
- ⑨ 何人かでひそひそ話している子たちの視線の先にいる子。
- ⑩ 職員室の前などをうろうろしている。
(何か訴えたい?鍵や物を取って来いと命令された)
- ⑪ 教室移動のとき、いつも一人。

5, 給食の時間

- ① 給食当番で、いつも面倒臭い分担(重い物)をやらされる子。
- ② 給食当番で、配ると変な顔をされる。他者が配ったのと変えられる。
- ③ しばしば、足りないメニューがある子(とられた、意識的に配られなかった)
- ④ デザートなどをくれくれと言われる子。自分から進んで特定の子にあげる子。
- ⑤ 自分の分にいたずらをされる子。(箸をさす、混ぜる、かくす)
- ⑥ いつも一人でおそくまで食べている子(当番に嫌がられている可能性あり)

6, 掃除の時間

- ① いつも、きつい分担をやっている子。
- ② ほうきでたたかかれている子、雑巾を投げ付けられている子。
- ③ ゴミをはき付けられたり、水をかけられたりしても怒らない子。

7. その他・全体的に

- ① 席替えやグループづくりのとき、隣や同じグループになるのを嫌がられる子。
- ② 急に、成績が下がった子。
- ③ 視線が定まらない。おどおどしている。
- ④ 笑顔が消えた。
- ⑤ 無口になった。
- ⑥ 急に、行動力のある子と一緒に行動しだした。急に友達が変わった、なくなった。
- ⑦ 係や委員会をやめたいと言出す。
- ⑧ 席替えをしてと頼みにくる。
- ⑨ 靴、上履き、カバン、持ち物がなくなる。(壊される、落書き、画鋏が入っている)
- ⑩ いつも、あだ名や呼び捨てで呼ばれる。
- ⑪ いつも、他者の用事で職員室にくる。
- ⑫ 特定の人の手伝いをする。用事を頼まれる。(良い行為だが、二面性あり)
- ⑬ 子供の文章で、不安や心配を暗にほのめかす。
- ⑭ 子供の文章や中身が急に形式的な優等性的なものになる。
- ⑮ 子供の文章の字体が変わる。乱雑になる。提出しなくなる。

V いじめの早期対応

中津川市立阿木小学校

いじめの相談を受けたり、その兆候を発見した場合、問題の軽重に関わらず、早期に適切な対応をすることが大切です。生徒指導対応や事故対応と同様に、組織で動くことを基本とし、特に確かな初動体制が解決に向けての決め手となります。いじめの解決に向けて一人で抱え込まず、学年や学校体制で組織的に対応します。いじめられている(と感じている)児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先にし、事実確認を正確に行い、指導体制や支援の方法を決めます。下記が「いじめ対策委員会」が行う対応の概要です。

いじめ情報のキャッチ

「いじめ対策委員会」の招集

【「いじめ対策委員会」における対応】（個人で対応せず、あくまでも組織で対応！）

正確な実態把握

<把握すべき情報(例)>

- ◆誰が誰をいじているのか？
(加害者と被害者の把握)
- ◆いつ、どこで起こったのか？
(場所と時間の確認)
- ◆どんな被害を受けたのか？
(内容)
- ◆いじめのきっかけは何か？
(背景と要因)
- ◆いつ頃から、どの位続いているのか？(期間)

- 被害を訴える児童生徒から、事実及び心情を十分に聞き取る・聞き取る場所及び時間を配慮し、安全を確保、保障する。
- いじめに関わったと思われる児童生徒及び周囲の児童生徒からの聞き取りを行う。
 - ・5W1Hを時系列になるように記録する。
 - ・複数の教員で、できれば同時に個々で聞き取る。
 - ・聞き取る時は、焦らず、慎重かつ注意深く進める。
 - ・事実を付き合わせ、矛盾やズレがないか整理し、実際の状況を理解する。
 - ・いじめられた児童生徒に寄り添いつつ、いじめた側の児童生徒にも丁寧に聞き、お互いの納得を大切にする。

指導体制・指導方針決定

- 指導のねらいを明確にする。(被害者、加害者、周囲の児童)
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- すべての教職員への共通理解を図る。
- 関係諸機関との連携を図る。

児童への指導・支援

- 被害児童へは、つらい気持ちを共感的に受け止め、必ず解決に向かう希望をもたせる指導・支援を行う。また、自信をもたせる言葉をかけ、自尊感情を高める。
- いじめた側の児童に対しては、事実を確認すると共に、気持ちや状況についても聞き、その児童の背景にあるものにも目を向け指導・支援する。その上で、いじめが人として決して許されない行為であり、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- 当事者の問題に留めず、学級及び学年、全校の問題として捉え今後に生かす手立てを仕組む。

保護者との連携

- ◇いじめられた側の保護者に対して
 - 発見したその日の内に家庭と連絡を取り、事実関係と学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - 保護者の心情を共感的に受け止める。継続して家庭と連携を取りながら解決に向かえるよう協力依頼をする。
- ◇いじめた側の保護者に対して
 - 正確な事実関係を説明し、被害児童の心情を伝え、よりよい解決と加害児童生徒の変容に向けて協力して取り組んでいくことを依頼する。

継続した指導・経過観察・保護者との連携

事後の対応

- 教育相談の継続・SC等の活用
- 道徳等を含めた心の教育の充実を図り、学級を見直す。

いじめ解消の定義

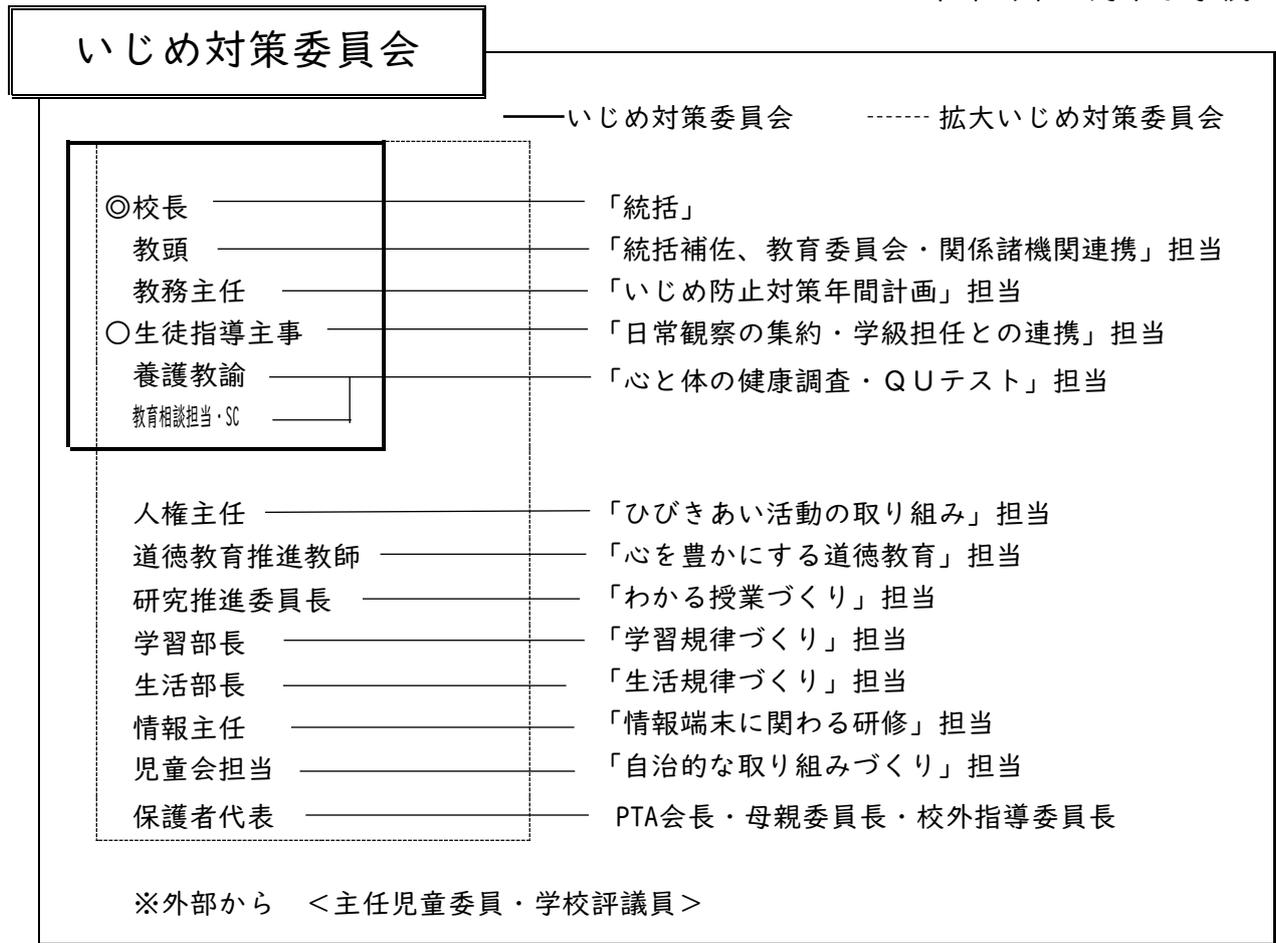
- ①いじめに係る行為が止んでいること
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

重大事態への対応の留意点

いじめにより重大被害が生じたとの申し立てがあった時は、重大事態でない判断しても重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

VI いじめ防止の対策のための組織

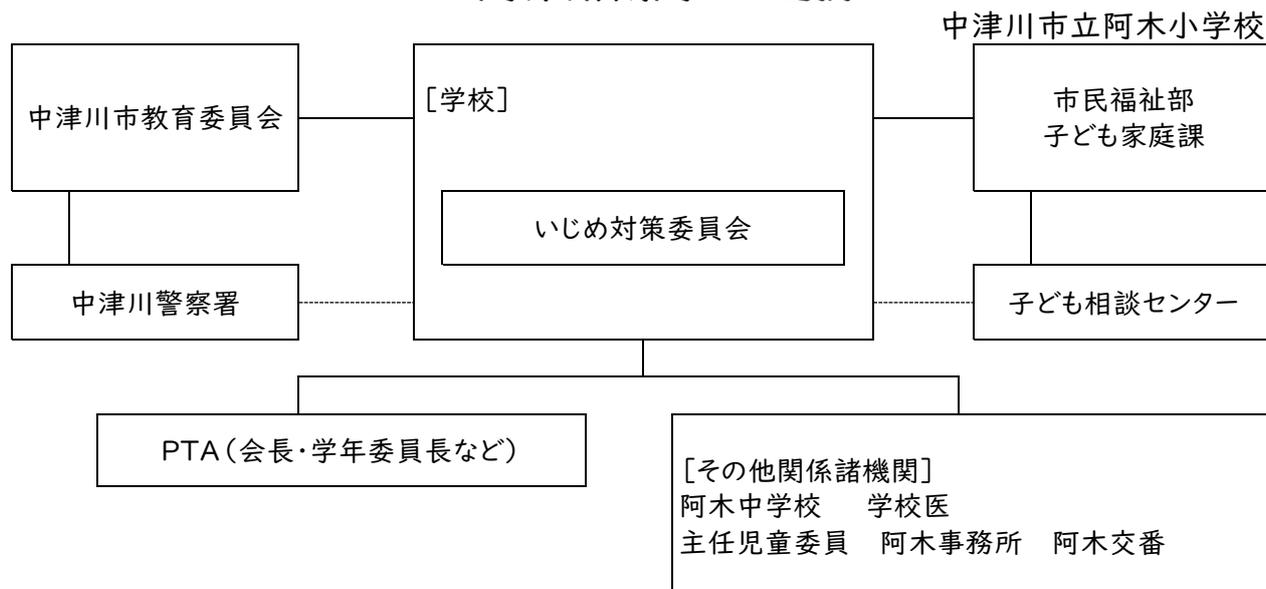
中津川市立阿木小学校



＜いじめ防止対策のための年間計画（「いじめ対策委員会」に関わって）＞			
4月	拡大いじめ対策委員会① 指導方針、指導計画等 いじめ防止職員研修 いじめ対策方針の説明会（保護者向け） 心と体の健康調査①	10月	いじめ対策委員会② 心と体の健康調査⑦
5月	心と体の健康調査②	11月	ひびきあい活動強化週間の取り組み実施 心と体の健康調査⑧
6月	心と体の健康調査③	12月	心と体の健康調査⑨
7月	心と体の健康調査④	1月	心と体の健康調査⑩ 学校評価アンケート
8月	心と体の健康調査⑤	2月	心と体の健康調査⑪
9月	心と体の健康調査⑥	3月	拡大いじめ対策委員会③ 心と体の健康調査⑫ 本年度のまとめ、次年度の方針検討

*いじめ事案発生時は **緊急いじめ対策委員会** を招集し対応にあたる。

VII 関係諸機関との連携



関係機関連絡先一覧

関係諸機関	関係課等	電話番号
中津川市 教育委員会	学校教育課	66-1111
	学校教育課長	内線:4230
	生徒指導担当指導主事	内線:4231
中津川警察署		66-0110
阿木交番		63-2200
中津川市消防本部		66-1119
中津川市民病院		66-1251
中津川市 総務部	防災安全課	66-1111
	防災安全課長	内線:160
中津川市 市民福祉部	子ども家庭課	66-1111
	子ども家庭課長	内線:615
東濃子ども相談センター		0572 23-1111
恵那保健所		0573 26-1111

VIII その他

1. いじめの解消

- ・「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）」が少なくとも3か月以上は止んでいること。
- ・被害者児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

2. 個人情報などの取り扱い

- ・「心と体の健康調査」は、いじめ問題が重大事態に発展した場合、資料として重要となることから保存する。
- ・「心と体の健康調査」の保存期間は、5年とする。
- ・調査や聴取の結果を記録した文章等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を卒業後5年とする。（令和4年2月8日）